

鹿屋市高速船利用促進支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市高速船利用促進支援事業補助金交付要綱（令和４年鹿屋市告示第202号）
の一部を次のように改正する。

附則中「令和６年３月31日」を「令和７年３月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和６年３月31日から施行する。